

サーラの電気「冬の節電プログラム 2022」 利用規約

サーラの電気「冬の節電プログラム 2022」（以下「当社プログラム」といいます。）利用規約（以下「本規約」といいます。）はサーラ e エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が開催する当社プログラムに関する取扱いを定めたものです。なお国が行う電気利用効率化促進対策事業（以下「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下「国節電プログラム」といいます。）の取扱いについては別紙で定めるものとします。

当社は本規約・別紙を変更することがあります、この場合内容・期間などは変更後の本規約・別紙によります。本規約・別紙を変更する場合、一定期間当社のホームページなどに掲載することでお知らせします。

1. 当社プログラムの内容

当社低圧電力にご加入中であるお客さまは当社プログラムに参加のお申込みをいただき、プログラム期間中お客さまが前年比5%以上節電したお客さまのうち抽選で1,000名様にサーラカードポイント1,000ポイントの付与を受けることができます（1,000名に満たない場合は達成者数）。なお、当社プログラムへの参加お申込みをもって、国節電プログラムへの内容について同意し国節電プログラムにも参加お申込みをしたものとします。また当社プログラムまたは国節電プログラムのいずれか1つのみの参加キャンセルはできないものとします。

2. 当社プログラムの期間

当社プログラムは、2022年12月1日から2023年3月31日のうちお客さまごとに定める2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）から3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の期間とします。また、当社プログラムの参加お申込み期間は2022年11月1日から2022年11月30日までとします。なお、特典付与時期は「7. 特典付与時期」で定めるものとします。

3. 定義

当社の電気需給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社は、お客さまが以下の全ての条件を満たした場合に、当社プログラムを適用します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、当社プログラムを適用することがあります。

(1) 本規約の全てに同意の上、当社プログラムお申込み期間内に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。なお、お申込み受付については受付完了メールを、承諾拒否については当社からの承諾拒否のメールをもって行うものとします。

(2) 当社プログラムの参加お申込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、継続して当社との電気需給契約（低圧電力）を締結し適用され、かつサーラカードにて電気料金の支払を行っていること。

(3) 当社プログラム期間中、継続して当社電気の供給を受けていること。

(4) 一需要場所で複数契約されている場合は、いずれか1契約のみの申し込みとなっていること。

5. 当社プログラムの詳細

(1) 当社プログラムでは、お客さまごとの当社プログラムの期間中（2023年1月分から3月分）の使用量を前年同月の使用量（2022年1月分から3月分）と比較し、5%以上の削減をしたお客さまに抽選で「6. 特典内容」で定める特典付与を行います。なお、前年比で算定期間日数が異なる場合も使用量補正などは行わないこととします。また、前年同月の使用量実績のないお客さまは該当月における(2)標準的な使用量と比較を行うこととします。

(2) 標準的な使用量は、契約種別及び契約容量ごとの2022年1月分から3月分の当社平均実績値とし、詳細区分は関東・中部のエリアは問わず、基本プランA（20A・30A・40A・50A・60A）、基本プランB、基本プランC、基本プランDとします。

6. 特典内容

当社プログラムを達成したお客さまから抽選で1,000名様にサーラカードポイント1,000ポイントの付与を行います。なお、達成者が1,000名に満たない場合は達成者全員に付与を行うこととし1,000名とはいたしません。当選者の発表は当選者へのポイント付与をもってかえさせていただきます。

7. 特典付与時期

当社は、2023年4月中旬を目途に特典を付与します。なお、付与時点でサーラカードでの支払をしていない方は、特典付与の対象外とさせていただきます。

8. 注意事項

(1) 当社プログラムは、参加お申込み時点で当社との間で「4. 適用条件等」(2)に定める電気需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。

(2) 当社プログラム期間中継続して当社の電気が供給されていない場合、及び電気需給契約の廃止または解約がなされた場合、特典付与の対象外とします。

(3) 一需要場所で複数契約のエントリーがあった場合は特典付与の対象外とします。

(4) 当社プログラムへの参加、お問い合わせにかかる通信料はお客さまの負担となります。

(5) 当社プログラム期間中または終了後、同様または類似のプログラムを行う場合がございます。

(6) 当社プログラムは予告なく変更または終了する場合がございます。

(7) 当社は、当社プログラムに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。

(8) 体調には十分ご留意いただき、生活に支障をきたさない範囲で当社プログラムにおける節電をお願いします。

以上

2022年10月 制定

2022年11月25日 改定

別紙

サーラの電気「冬の節電プログラム2022」利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム

「サーラの電気「冬の節電プログラム2022」利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム」(以下「本追加規約」といいます。)は、サーラeエナジー株式会社(以下、「当社」といいます。)が開催する国が行う「電気利用効率化促進対策事業」(以下「国事業」といいます。)に基づき、国節電プログラム(以下、「国節電プログラム」といいます。)に関する取扱いを定めたものです。

1. 国節電プログラムの内容

本追加規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけたお客さまは、当社から国事業公募要領に基づくポイント(以下「国ポイント」といいます。)の付与を受けることができます。

2. 国節電プログラムの期間

国節電プログラムの期間は、「サーラの電気「冬の節電プログラム2022」利用規約」(以下「基本規約」といいます。))「2. 当社プログラムの期間」同様とします。

3. 定義

用語の定義は、基本規約「3. 定義」を準用するものとします。

4. 適用条件等

当社は、基本規約「4. 適用条件等」および以下の追加条件の全てを満たし、同意した上で参加お申込みいただいた場合に、本追加規約を適用します。

【追加条件】

- ・当社プログラムの期間、国節電プログラムに継続的に参加すること
- ・全ての電気需給契約に係る個人情報(需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号等)を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること(※電気需給契約支払情報(サーラクラブID等)も含まれます。)
- ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得し不正に特典を取得した可能性があるとして国事業の事務局が判断した場合に、当社から参加状況等の確認依頼に速やかに対応すること
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に対応すること

5. 特典付与の対象

電気需給契約の「需要場所ごと」に「本追加規約「6. 特典内容」」で定める特典を付与します。ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めたときには、特典を付与することがあります。

6. 特典内容

当社から、基本規約「6. 特典内容」に定めるポイントとは別に、以下のとおり国ポイントを付与します。

(1) 参加ポイント

国節電プログラムに参加お申込みされたお客さまに対しサーラカードポイント2,000ポイントを1回のみ付与します。なお、特典はサーラクラブIDごとに付与します。

需給契約の契約上の地位の移転が行われたときは、契約上の地位の移転後のお客さまのみ参加お申込みをすることができます。当社が特典の付与手続きを開始した時点でお客さまが本プログラムの参加を解除している場合は、原則として特典付与の対象外となります。

(2) 前年同月比比較に基づくポイント

- ① 需給契約に基づく2023年1月分(2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで)の算定期間(以下、「対象月」といいます。)において、対象月に係る計量期間等の全期間で電気使用実績があるお客さまが電力使用量で前年同月比削減率3%以上を達成された場合、サーラカードポイント1,000ポイントを付与します。なお、前年比で算定期間日数が異なる場合も使用量補正などは行わないこととします。また、前年同月の使用量実績のないお客さまは該当月における②標準的な使用量と比較を行うこととします。
- ② 標準的な使用量は、契約種別及び契約容量ごとの2022年1月分の当社平均実績値とし、詳細区分は関東・中部のエリアは問わず、基本プランA(20A・30A・40A・50A・60A)、基本プランB、基本プランC、基本プランDとします。
- ③ 当社が対象月の前年同月比削減率を算定し達成可否を判定する期間中に当該対象月の請求がなされていない場合はポイント付与の対象外となります。また、請求金額の訂正を行った場合でも、前年同月比削減率の修正はしませんので、ご了承ください。
- ④ 当社が対象月の前年同月比削減率を算定し達成可否を判定する期間中にお客さまが本プログラムへの参加を解除している場合は、既に付与したポイントを除き、一切のポイント付与の対象外となります。
- ⑤ 対象月の途中でお客さまが対象の電気料金プランの変更等を申し込まれた場合、当該対象月については、ポイント付与の対象外となる場合があります。
- ⑥ サーラカードポイントはサーラクラブIDごとに合算して付与します。
- ⑦ 需給契約の契約上の地位の移転が行われたときは、契約上の地位の移転後のお客さまのみ参加お申込みをすることができます。

7. 特典付与時期

本追加規約「6. 特典内容」(1)で定めるポイントについては2022年12月上旬にお客さまの電気需給契約及び当社の電気が供給中であることを確認のうえ、12月中旬を目途に特典付与をいたします。特典付与の周知については、付与をもってかえさせていただきます。なお、12月上旬に当社の電気が供給されていない場合、及び当社が特典の付与手続きを開始した時点でサーラカードでの支払をしていない場合、その他国事業の補助金交付対象外と判断された場合は、当該特典付与の対象外とさせていただきます。

追加規約「6. 特典内容」(2)については2023年2月中旬を目途に順次特典付与をいたします。特典付与の周知については、付与をもってかえさせていただきます。特典付与時に当社の電気が供給されていない場合、及び当社が特典の付与手続きを開始した時点でサーラカードでの支払をしていない場合、その他国事業の補助金交付対象外と判断された場合は、当該特典付与の対象外とさせていただきます。

8. 注意事項

注意事項は、基本規約「8. 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、基本規約に定めるところによるものといたします。

以上

2022年10月 制定

2022年11月25日 改定